

さいたま市水道局告示第50号

さいたま市水道局の発注する「老第2749号布設替工事及び市内消火栓設置（その22）工事」ほか10件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

平成28年6月13日

さいたま市水道事業管理者　日野　徹

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていかなければならない。
- ア 本公告日において、平成27・28年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていかなければならない。
- ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- エ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- オ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- カ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- キ 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の108分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の108分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

- イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）及び監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し（交付年月日が平成16年3月1日以降のものにあっては、監理技術者講習修了証の写しも添付すること。）

- ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあっては、参加申請日以前に恒常に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

- エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（C O R I N S）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し。なお、共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。（給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し）

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し。
- カ 社会保険等の加入に関する誓約書（社会保険等に全て加入している場合）又は社会保険等の適用除外に関する誓約書（社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている場合）。なお、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて提出すること。

- キ アからカまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書（共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。）

ウ 委任状（さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱（平成15年さいたま市水道局設定）様式第4号）

3 落札の決定

(1) 落札候補者に対する落札の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。一つの工事について、落札候補者となつた者が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。また、その後開札される他の工事について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者としない場合の新たな落札候補者となることはできない。

一抜け方式の対象工事については別表により定める。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図

書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とし、2億円を限度とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とし、1億円を限度として行うこととする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、管財課にて閲覧に供するほか、さいたま市水道局のホームページ（<http://www.city.saitama.jp/001/006/002/index.html>）においても掲載する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市水道局設定）、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。

別表

| | |
|------|---|
| 対象工事 | <p>ア 老第2749号布設替工事及び市内消火栓設置（その22）工事 イ 老第2751号布設替工事 ウ 老第2780号布設替工事 エ 老第2740号布設替工事 オ 老第2723号布設替工事 カ 老第2767号布設替工事及び市内消火栓設置（その18）工事 キ 老第2762号布設替工事及び市内消火栓設置（その7）工事 ク 老第2698号布設替工事 ケ 老第2741号布設替工事 コ 老第2715号布設替工事 サ 老第2709号布設替工事</p> |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの入札は無効とする。 ・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの入札は無効とする。 ・ 対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの入札は無効とする。 ・ 対象工事エの落札候補者が行った対象工事オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの入札は無効とする。 ・ 対象工事オの落札候補者が行った対象工事カ、キ、ク、ケ、コ及びサの入札は無効とする。 ・ 対象工事カの落札候補者が行った対象工事キ、ク、ケ、コ及びサの入札は無効とする。 ・ 対象工事キの落札候補者が行った対象工事ク、ケ、コ及びサの入札は無効とする。 ・ 対象工事クの落札候補者が行った対象工事ケ、コ及びサの入札は無効とする。 ・ 対象工事ケの落札候補者が行った対象工事コ及びサの入札は無効とする。 ・ 対象工事コの落札候補者が行った対象工事サの入札は無効とする。 |

| | | | | | | | | |
|-----------|--|-------|----|-------|---|-----|---|-----|
| 契約整理番号 | 1 6 9 9 0 3 0 1 7 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 老第 2715 号布設替工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市南区根岸 5-21-8 ~ 5-20-4 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から平成 28 年 11 月 28 日まで | | | | | | | |
| 概要 | <p>布設工事 φ 200 mm DIP(GX-1E) 123m 仕切弁 1 台 φ 100 mm DIP(GX-1E) 134m 仕切弁 1 台 消火栓 1 基 給水管取付替 15 件 対象戸数 375 戸</p> <p>仮給水工事 φ 100 mm L=129m φ 75 mm L=23m</p> <p>昼間工事</p> | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 平成 28 年 6 月 21 日（火）午前 9 時から 平成 28 年 6 月 24 日（金）午後 5 時まで | | | | | | | |
| 入札期間 | 平成 28 年 6 月 27 日（月）午前 9 時から 平成 28 年 6 月 30 日（木）午後 5 時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局 2F 入札室 平成 28 年 7 月 1 日（金）午前 11 時 20 分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | | | | | | | |
| | <p>本公告日において、さいたま市水道局により指定給水装置工事事業者の指定を受けている者であり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。</p> <p>1 管工事業 A 級</p> <p>本公告日において、平成 27・28 年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記 1 に示す業種及び等級で登載された者であること。</p> <p>2 土木工事業の許可</p> <p>本公告日において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による、上記 2 に示す建設業の許可を受けている者であること。</p> | | | | | | | |
| 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | | |
| | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 | | | | | | | |
| | <p>(1) 本公告日において、平成 18 年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が 5 件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。</p> <p>(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前 3 箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が 65 点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</p> | | | | | | | |
| 設計図書等 | 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 | | | | | | | |
| | - | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 電子配布 | | | | | | | |
| | 平成 28 年 6 月 13 日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | | | | | | | |
| その他 | 平成 28 年 6 月 13 日（月）午前 9 時から 平成 28 年 6 月 17 日（金）午後 5 時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | | | | | | | |
| 工事担当課 | | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 |
| 契約担当課 | | 有 | | | | | | |

